
令和6年 第2回(定例)須恵町議会 会議録(第1日)

令和6年9月6日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和6年9月6日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第38号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 6 議案第39号 令和5年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第40号 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第41号 令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第42号 令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第43号 令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第44号 令和5年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第45号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第13 議案第46号 須恵町立認定こども園条例の制定について
- 日程第14 議案第47号 須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第48号 須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第49号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第50号 須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第51号 須恵町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第52号 須恵町固定資産評価審査委員の選任について
- 日程第20 議案第53号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第21 議案第54号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第22 議案第55号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第4号)

日程第 2 3	議案第 5 6 号	令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 4	議案第 5 7 号	令和 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 5	報告第 8 号	令和 5 年度須恵町健全化判断比率の報告について
日程第 2 6	報告第 9 号	令和 5 年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
日程第 2 7	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について
日程第 2 8	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

日程第 1	会期の決定について	
日程第 2	会議録署名議員の指名について	
日程第 3	町長諸報告	
日程第 4	議会報告	
日程第 5	議案第 3 8 号	令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
日程第 6	議案第 3 9 号	令和 5 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	議案第 4 0 号	令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	議案第 4 1 号	令和 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	議案第 4 2 号	令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 0	議案第 4 3 号	令和 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 1	議案第 4 4 号	令和 5 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
日程第 1 2	議案第 4 5 号	福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
日程第 1 3	議案第 4 6 号	須恵町立認定こども園条例の制定について
日程第 1 4	議案第 4 7 号	須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 5	議案第 4 8 号	須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 6	議案第 4 9 号	須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 1 7	議案第 5 0 号	須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

- 日程第 18 議案第 51 号 須恵町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 52 号 須恵町固定資産評価審査委員の選任について
- 日程第 20 議案第 53 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 21 議案第 54 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 22 議案第 55 号 令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 23 議案第 56 号 令和 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 57 号 令和 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 報告第 8 号 令和 5 年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第 26 報告第 9 号 令和 5 年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 27 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 28 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（13名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	今 村 桂 子
12 番	三 上 政 義	13 番	田 ノ 上 真
14 番	松 山 力 弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	吉 開 英
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊

公園緑地課長	世 利 昌 信	こども家庭課長	吉 川 聡 士
地域振興課長	平 山 幸 治	都市整備課長	中 牟 田 健
福 祉 課 長	安河内ひとみ	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	学校教育課長	吉 本 孝 治
健康増進課長	舩 本 直 明	ふるさと応援課長	船 井 弘 喜
まちづくり課長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子育て支援課長	稲 岡 慎 太 郎	社会教育課長	伊 藤 泰 彦
上下水道課事業課長	岩 崎 勝	上下水道課管理課長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総務課課長補佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。9月の定例会が始まるわけでございますけども、今、日本では米騒動が起きています。どこが原因か分かりませんが、米いっぱいありますけど。私も昨日、稲刈りをしました、この暑い中。夜は熱中症でけいれんして、今日の議会に来られるかなと思って、何とか今日出られるようになりましたけれども、まだまだ残暑厳しいので、皆さんも体には健康に留意してください。

それでは、開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申出がっており、許可したいと思いますので、よろしく願いいたします。

ただいまから令和6年第3回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、今村桂子君。

○議会運営委員長（今村 桂子） おはようございます。令和6年第3回定例会議会運営委員会の協議結果を報告します。

8月29日木曜日午後3時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回提出された議案は24件、町長諸報告6件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会3件、文教厚生委員会5件、決算審査特別委員会6件、予算審査特別委員会2件です。

なお、議案第39号から議案第44号までの決算の認定について、議案第53号及び議案第54号の教育委員会委員の任命について、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦については、関連議案のため一括議題といたします。

また、議案第45号の外部規約の変更協議、議案第52号から議案第54号の人事案件、諮問第1号及び諮問第2号については、本日提案理由の説明後、採決を行います。

ほかに陳情が1件提出されておりますが、議員への配付の取扱いとしております。

会期は、本日9月6日から9月20日までの15日間としております。

次に、日程でございますが、本日当初本会議終了後に広報特別委員会を開催します。9日から12日までは、午前10時から決算審査特別委員会。13日午前10時から一般質問を行い、終了後に全員協議会を開催いたします。17日午前9時から工事施工案件説明、終了後、各常任委員会。18日午前10時から予算審査特別委員会。20日午前10時から最終本会議を開催し、終了後に議会報告会（ワークショップ）リハーサル及び広報特別委員会を開催します。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を、本日から9月20日までの15日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を、本日から9月20日までの15日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、12番議員、13番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。9月定例会を招集いたしましたところ、議員全員参加で本日を迎えられましたこと、感謝と御礼を申し上げます。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

令和5年度一般会計決算について

まず初めに、令和5年度の一般会計決算についてでございます。

令和5年度一般会計決算につきましては、歳入総額121億6,009万5,519円に対し、歳出総額は118億7,189万5,517円、歳入歳出差引額は2億8,820万2円でございます。前年度決算額に対しまして、歳入は0.5%の減、歳出は0.7%の増となっております。

財政構造の弾力性を示します経常収支比率につきましては、91.6%と0.75ポイント増加しました。

では、具体的に歳入から申し上げます。

町の自主財源の60%を占めております町税でございますが、34億6,646万円となっております。町民税の収納率98.9%、固定資産税は99.6%で、町税全体で収入額が4.7%上がり、1億5,403万円の増収でございます。

次に、歳出でございます。

まず、人件費でございますが13億7,059万円、4,209万円の増でございます。職員数につきましては、一般事務、幼稚園教諭、再任用職員のフルタイム、短時間を含めまして職員数は159人、会計年度任用職員は23人でございます。

次に、普通建設事業費でございますが、13億4,137万円、対前年度より68.8%の増でございます。令和5年度の主な事業としましては、補助事業では、長寿命化改良工事、道路新設

改良工事などを実施いたしました。単独事業では、第三幼稚園改築工事などを行っております。

災害復旧事業でございますが、大雨の被害により、旧柱田ため池災害復旧工事及び須恵下の原地区水路災害復旧工事などを行っております。

次に、繰出金でございます。令和５年度の繰出金は１４億２,１１１万円で、６,４８５万円、率にしまして４.８％の増でございます。

町特別会計への繰出金として、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計へ７億５,９４８万円、公共下水道事業特別会計へ３億２,０６２万円、農業集落排水事業特別会計へ３,４５０万円、福岡県介護保険広域連合本部に負担金として３億６５２万円を支出いたしました。

なお、積立金につきましては、財政調整基金１億３７５万円、減債基金２,７６７万円、ふるさと応援寄附金１億５,９７３万円を上積みいたしております。

令和５年度末の基金残高は、昨年も申し上げましたが、今年も過去最高となります４８億９,５８４万円で、そのうち財政調整基金は２７億４０万円、ふるさと応援寄附金は９億２,３７４万円となりました。

基金の取崩しにつきましては、当初予算で６億６,０００万円を繰入金として計上いたしておりましたが、最終的には財政調整基金の取崩しはございませんでした。

これから、小中学校を含め、多くの公共施設の長寿命化や改修を進めてまいりますので、議員の皆様、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

最後に、議案の提出に併せまして、財政健全化法に伴います財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足率を、監査委員の意見を付しまして御報告いたしておりますが、両比率につきましては、前年度に引き続き、正常な範囲であったことを申し添えておきます。

令和５年度水道事業会計決算について

次に、令和５年度の水道事業会計決算についてでございます。

令和５年度は、年間で見れば平均的な雨量の年となりましたが、県全体で見ますと、福岡地区水道企業団の主要な水源であります筑後川流域は、夏以降、雨量が少なく、貯水率が低下いたしました。

幸い、町の貯水率につきましては、高い水準を保つことができ、配水量も安定的に供給ができております。

令和５年度収支でございますが、水道事業収益が消費税抜きで６億３,６４３万６,４４０円に對しまして、同費用は５億３,０１９万９,４９８円で、当年度純利益は１億６２３万６,９４２円の黒字となっております。

収入面では、主な収入であります給水収益が前年度と比較し、僅かに増加しております。また、

大規模開発、企業の出店などに伴い、給水申込み件数は大きく増加しており、前年度からほぼ2倍の伸びとなっております。

支出面では、第二浄水場のろ過池の一部の更生修理を実施し、浄水機能の改善を行いました。また、浄水場の新砂入替え業務を各年実施とし、令和5年度は未実施としたこと、動力費に対する国の緩和策、企業団からの受水を一部太宰府に融通したことにより、およそ1,000万円の減となっております。

今後も、経常経費の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と安全で良質な水道水を安定的に供給できますよう努めてまいります。

令和5年度主要な施策の成果について

次に、令和5年度主要な施策の成果についてでございます。

これは、4年に1回策定します町の総合計画、今現在、第7次計画ですが、それに伴います財政計画を付してこの4年間でやっていく内容の5年度についての報告をさせていただきます。

令和5年度主要な施策の成果につきましては、昨年度は、決算審査特別委員会で各課より報告しておりましたが、今回、町全体で7事業の報告をさせていただきます。

主要な施策として、1点目です。

須恵町は昨年度、町制施行70周年を迎え、関係各所より来賓をお迎えし、町民皆様方と一緒に記念式典を執り行いました。当日は、町制施行駅伝大会に代わる新たな町主催事業スポーツフェスタも併催し、親子で楽しめるスポーツ体験のほか、ニュースポーツ体験、乳がん検診など様々なブースを設け、約350人の参加をいただきました。

今後もスポーツに親しむきっかけづくりや、健康の保持増進などスポーツがもたらす様々な効果を幅広く町民に提供してまいります。

また、町民の方々が制作に携わり、約1年間をかけて制作された須恵町PR動画の完成試写会も行いました。町勢要覧とともに、このPR動画は、総合計画に掲げた「福岡県内で「光る」町になる」ため、今後も須恵町のシティプロモーション推進の一つとして生かしてまいります。

2点目は、ふるさと応援寄附金事業についてでございます。

寄附金制度を通じ、地域の活性化や関係人口の増加、また須恵町の将来を考えるに当たり、自主財源を生み出す必要があるため、ふるさと応援寄附金事業の強化を引き続き行っております。

令和5年度は、ふるさと納税による寄附金は5億3,153万2,500円、企業版ふるさと納税による寄附金額は264万円となっております。寄附金額の5割以下に抑えなければならない対象経費の拡大や、地場産品基準の厳格化による制度改正の影響が大きいところでございますが、ふるさと納税ポータルサイトへの効果的な広告運用や、積極的なプロモーション活動により、大幅な減額は回避し、一定の寄附額を確保することができました。

今後も常にニーズを把握し、適正な制度運用を図る中で、寄附先として選定される、選ばれる町になっていくよう努めてまいります。

3点目は、エネルギーや食料品の価格高騰による支援についてでございます。

エネルギーや食料品の価格高騰による支援につきましては、令和5年9月の町長報告の中で2つの支援策を提案させていただきました。

まず、エネルギーや食料品の物価高騰などで影響を受けている町内の子育て世帯、並びに高齢者への生活支援策としまして、ゼロ歳から18歳まで及び65歳以上を対象に、1人につき5,000円の生活支援商品券を発行いたしました。商品券は、町内の小売店や飲食店で使うことができ、町民生活の経済的負担軽減や消費喚起を促し、総合計画に掲げた「活力ある産業基盤の形成」のため、緊急的な対応でありましたが、町内経済の活性化の一助となったものと確信いたしております。

2つ目は、各小学校3校への給食材料費支援でございます。

近年の食材の価格高騰により、給食の質を維持していくことが困難な状況となり、安定した学校給食の運営、併せて保護者の負担軽減を図るため、小学校3校に対しまして、児童の栄養を確保するために必要な差額分の給食材料費を支援いたしました。

この2つの支援は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍におけるエネルギー・物価高騰対応分を活用した須恵町独自の事業でございます。

4点目は、子育てしやすいまちづくりについてでございます。

出産・子育て応援事業として、妊娠期から出産、子育てまで一貫して保健師等の専門職が相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と、現金給付の経済的支援を一体として実施し、安心して出産、子育てができる環境整備を行っています。

また、令和5年度より産後ケア助成金事業を実施いたしました。産後早期に家族等から家事、育児等の支援が受けられず、育児支援を必要とする母子を対象として、産婦人科や助産院等の専門職より産後の母親の心身のケアや育児のサポートを受ける費用の助成を行っています。

5点目は、生きがいを持てるまちづくりについてでございます。

介護予防事業については、家にこもりがちな方に対し、わくわくデイサロン、行政区ミニデイサービス、令和5年度よりケア・トランポリン教室を開催し、趣味活動や日常動作訓練のサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図るために実施しています。これらは、総合計画に掲げた「生きがいを持てる社会づくりの推進」につながり、今後も参加者のニーズの把握を行い、より参加したくなるような事業展開と継続した支援を行ってまいります。

6点目は、校区コミュニティ推進事業についてです。

約3年間にわたるコロナ禍も第2類から削除され、コロナ禍から脱却を始めようという社会の

流れに対し、令和5年度のコミュニティ活動におきましても、多くの方々の参加協力を得て、事業が活発に実施されました。

学校・子どもたちへの学校支援型事業については、親子教室、お祭り、ボランティア派遣事業などが実施され、地域のつながりの大切さや助け合い、人を思いやる心の教育につながる事業があります。

くらしのコミュニティ事業は、ふれあいレインボーで継続実施し、事業の改善と継続を繰り返しながら、さらに地域の活性化、住民に密着した活動へと発展しています。お互いが協働し、地域の課題は地域で解決する形を構築し、あらゆる分野への取組に地域の人々が参画することで、この地域に住んでよかったと思えるまちづくりを目指しています。

地域を取り巻く環境が大きく変化している中、地域が抱える課題が解決され、住民が豊かで安心して暮らせていけるようになるためには、まちづくりの中核を担う校区コミュニティ組織の活動は、今後もさらに重要なものとなってまいります。校区コミュニティ組織の地域づくりを安定的に支援するため、令和6年度要綱を制定し、それに基づき事業支援を実施しております。

今後も各校区コミュニティが活動しやすい環境づくりを支援する体制を整えてまいります。御支援、御協力よろしくお願いいたします。

7点目は、中部防災センターの建設についてでございます。

須恵川の右岸側の防災拠点の整備のため、平成27年度に中部防災センターの建設用地を取得し、令和2年度に建設用地の地質調査、令和3年度に土木設計及び施工、令和4年度から建築設計及び施工を行い、令和5年度の完成の予定で事業を進めておりました。

しかしながら、近年の異常気象による大雨や、頻発する地震の停電時にも空調機を稼働することができるとGHP——ガスヒートポンプエアコンを導入するため、非常用電源装置の再検討をさせていただきたく、議会に提案しましたところ、議員皆様の同意をいただきまして、令和5年度に設計変更をさせていただきました。このため、工事が延長となりましたが、令和6年度中に完成の予定で現在工事を進めております。

以上が令和5年度主要な施策の成果についての報告となります。

今後もまちづくりを進めていくための基本指針である第7次須恵町総合計画に基づき事業実施してまいります。議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

須恵町ふるさと納税PRについて

次に、須恵町ふるさと納税PRについてでございます。

ふるさと納税制度による2023年度の国内における寄附総額は1兆円の大台を突破し、それに伴い各自治体間の競争が激しさを増しており、二極化も進んでまいっております。

また、昨年度の制度改正により、対象経費の拡大や地場産品基準の厳格化により、返礼品戦略

もますます難しくなっております。

どの自治体においても、ふるさと納税拡大の方法として、あの手、この手で、町や特産品のPRを実施しております。

須恵町におきましても、インターネットを活用した有効的な広告や、各種イベントとの人海戦術によるPRなど、須恵町の特産品、須恵町の魅力を発信しております。

PRの実施は、寄附額に直接つながるものと、関係が見えにくい間接的な効果がありますが、いずれにしても種々実行し、これまでと違った新たなPRにも挑戦していく必要があります。

その一つとして、ふるさと納税が集中する年末に向けた重要な時期に開催される大相撲九州場でPRを実施いたします。全日程の結びの一番で須恵町のふるさと納税をPRするため、懸賞旗を出す予定としております。大相撲は全国に中継され、女性や幅広い年齢層に人気を集めており、場内でのアナウンス、また入場者全員に配布される取組表にも記載されることから、十分なPR効果が期待できるものと考えております。

今後も、可能性がある手法は挑戦し、須恵町の魅力の発信とふるさと納税拡大に努めてまいります。

小中学生の海外派遣事業について

次に、小中学生の海外派遣事業についてでございます。

令和7年度に福岡県市町村振興協会において、福岡県市町村小中学生海外派遣事業助成が実施されます。須恵町でも申請し、子どもたちを海外に派遣したいと考えております。海外の文化に実際に触れることで国際的な視野を広め、社会に貢献できる資質を身につけてほしいと願い、今回、債務負担行為を計上させていただいております。

令和4年12月議会の一般質問において、田ノ上議員から「翼をください2」と題して質問をいただいております、その最後に、いろいろ研究を進め、環境が整えば、ぜひとも取り組んでいきたいとの御意見を頂戴しておりました。

幸いにも、福岡県市町村振興協会の事業において、事業の3分の2が助成されるとの通知が届きました。財政的な理由から、「翼をください」の継続的な実施ができませんでしたが、事業費の3分の2が助成されることから、計画しております。

今回も人数等の制限は出てくると思いますが、参加した子どもたちが国際化社会で活躍するきっかけになればと考えております。今年中に事業者の選定を行い、令和7年8月に海外派遣を実施する計画です。補正予算にて計上しておりますので、審査よろしく願いいたします。

クーリングシェルトーの設置について

最後に、クーリングシェルトーの設置についてでございます。

令和6年4月1日に全面施行された改正気候変動適応法に基づき、市町村は、暑さをしのげる

場所として、クーリングシェルターを指定することができるようになりました。

また、環境省により、令和6年4月24日から熱中症特別警戒アラートの運用が開始されました。これは、熱中症警戒アラートの一段階上の位置づけとなっており、暑さ指数3.5以上になることが予想される場合に発表されます。

熱中症特別警戒アラートの発表期間中には、市町村長が冷房施設を有する等の要件を満たすクーリングシェルターを開放することになっております。

須恵町におきましては、アザレアホールを令和6年7月1日に避難施設として指定いたしまして、1階のホワイエを開放するようにしております。

熱中症特別警戒アラートの発表された場合、重大な健康被害が生じるおそれがあることから、公助はもちろんのこと、自発的な熱中症予防行動を積極的に行っていただくとともに、家族や周囲の人々においても、見守りや声かけ等の共助を行っていくことを住民の方々にお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係ある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 13番、田ノ上でございます。ただいまの町長諸報告に対して、毎度質疑がないものですから、たまには議論もいいんじゃないかなろうかということで、少しお聞かせください。

まず、私の一般質問から出てまいりました小中学生海外派遣事業というのは、大変興味を持っております。これは私の喜びを申し上げるにとどめておきますが、ふるさと納税PRということで、町長、御発言ございましたが、拡大、あの手、この手で取り組んでおりまして、その中で間接的効果が見込まれるということでの、九州場所での結びの一番で懸賞を出すということでしたが、もう少し詳細をお聞かせ願えればと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 詳細と言われても、懸賞旗を出すだけの話なんですけど、これは今まで自治体が大相撲で懸賞旗を出すことはなかったんです。ある町が今現在やっております、たしか1町だったと思いますけども、実は私自身が相撲部屋のほうの、玉ノ井部屋とかです、須恵町にあります荒汐部屋がありますけども、そこはつながりを持っていて、東京にPRに行くとかやっていたんですけど、もっと効果的に何らかの形でできないかな思ったときに、私、もともと相撲をやっていた関係で、毎回結びの一番は見るんですけども、必ず見るわけです。皆さんも経験があるかと思いますが、あの懸賞旗、皆さん数えられるでしょう、何本かと。だから、あの

瞬間、全国の相撲ファンの人はテレビで見ているんです。その懸賞旗に、玉ノ井親方に懸賞を出せないかということでお聞きしたら、担当の人をすぐ紹介していただいて、自治体に関しては、要するに商品名です、入っても構わないと。だから、本来は福岡県須恵町、だから固有名詞を挙げたら悪いですが、永谷園と出ているでしょう。でも、ふりかけと載せられないんです、商品名は挙げられないんです。ところが、今回、相撲協会のほうから、自治体に関しては福岡県須恵町ふるさと納税と入れられて構いませんという返事をいただいて、今現在進めております。ですから、11月場所になったとき、初日から15日まで、どうか議員各位、最終の取組、見てください。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 御説明ありがとうございます。間接的といえ、あまりにも間接的ではございますし、先進事例があまりにも乏しいものですから、どうかなとも思って伺っていたんですけど、今の御説明聞いて、正直面白いなと思いました。この施策が効果を発揮して、須恵町のPRに十分貢献することを期待しております。

以上です。

○議員（松山 力弥） ほかに質疑はありませんか。11番、今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 今言われました相撲の件ですけれど、費用対効果が一番大事ということで、やってみなければ分からないということではあると思いますが、どの程度の金額を期待されてあって、その懸賞金、どれぐらいを出されるかということが1点と、あと一点はクーリングシェルターの設置についてですが、何か所で、場所はどのところを予定されているかをお聞きいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） この相撲の懸賞旗の件は、要するに、もともとふるさと応援課で組んでいる予算の範囲内で行えるんです。今現在、この前テレQの社長さんともお会いしたりとか、テレビ局、そしてKBCラジオのほうとお話する中で、帯で15秒とかあるじゃないですか、何百万とか一回出すだけで、それが長期にわたると物すごいお金になるんですけど、今回、委員会のほうでこの金額については詳細に説明させていただきたいと思いますが、費用対効果は物すごい効果がある、僅かな金額で、日本全国の相撲ファンが結びの一番で見るときに、福岡県須恵町と見てくれる。これはふるさと納税にかかわらず、そのことによって、須恵町はどんな町やと思ってもらえることが大事だと思うんです。その費用対効果という意味では、とんでもない効果があると期待します。それがふるさと納税にどのような形でつながるかは、最終的にやってみないと分からない。

クーリングシェルターについては1か所だけです、今現在。さっき言ったように、アザレアホールのホワイエだけでございます。あとの公民館とかになると、これはまた別になってきますので、今回は緊急対応としてそこだけを設置したということです。

以上です。

○議長（松山 力弥） 11番、今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） PRについては、大きな効果が出ることを期待しております。

また、クーリングシェルターに関しましては、1か所ということですがけれども、今後広げてまたいていただければと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） ほかはありませんか。——これにて質疑を終結します。

日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

閉会中に粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。6番、稲永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） 令和6年8月9日金曜日に行われました令和6年第3回（8月）粕屋南部消防組合議会定例会について御報告いたします。

粕屋南部消防組合議会定例会の議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

日程第4、議案第14号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、懲役及び禁錮を廃止し、禁錮刑を創設したため、関係条例の文言の整備が必要となり、議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決されました。

日程第5、議案第15号令和5年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書で、歳入総額24億239万6,958円、歳出総額23億6,526万828円、歳入歳出差引額3,713万6,130円、実質収支額3,713万6,130円となっており、全員賛成で認定しました。

日程第6、議案第16号令和5年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計決算認定については、実質収支に関する調書で、歳入総額8,228万8,193円、歳出総額4,228万3,040円、歳入歳出差引額4,000万5,153円、実質収支額4,000万5,153円となっており、全員賛成で認定しました。

日程第7、報告第4号専決処分の報告について（専決第4号）は、法律上組合の義務に属する1件50万円以内の賠償額の決定及び和解に関すること。救急事案対応中、傷病者を搬送していた際に、ストレッチャーの脚部ロックが解除され、傷病者が転落、負傷させたため、損害賠償を

行ったもので、損害賠償額4万1,510円を支払うことで承諾された旨、報告がありました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和6年第3回（8月）粕屋南部消防組合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。5番、男澤一夫君。

○議員（5番 男澤 一夫） 令和6年8月20日に行われました令和6年第2回須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会について御報告いたします。

議事日程につきましては、お手元の資料のとおりとなっています。

日程第3、組合長諸報告については、し尿処理施設酒水園につきましては、放流水は安定した水質が維持されており、令和5年度は9,942キロリットルのし尿を処理し、順調に処理業務が行われているとのことであります。

しかし、施設は昭和57年より稼働し40年以上経過し、老朽化が進んでおり、改修工事等を行いながら延命化対策を図っており、今後については、志免町、宇美町を含めた形での建て替えを検討しているとの報告があっております。

次に、ごみ処理施設クリーンパークわかすぎにつきましては、RDF施設及びリサイクルプラザの両施設とも順調に稼働しており、RDF施設におきましては、令和5年度は4万1,503トンの可燃ごみを処理し、2万3,644トンのRDFを大牟田リサイクル発電所に搬出したとのことであります。

また、リサイクルプラザにおきましては、2,841トンの不燃・粗大ごみ等を処理しており、そのうち有価物として、アルミ缶・スチール缶やペットボトルなどを約1,000トン排出し、5,516万円の売却益が出ているとの報告があっております。

次期ごみ処理施設整備事業の進捗状況につきましては、造成工事は令和6年10月末の竣工予定との報告があり、また、施設整備につきましては、施設の詳細設計を現在行っており、令和10年4月1日稼働に向け、事業を進めているとの報告がありました。地元3区への対策事業については、検討協議会を重ね、地元要望について取りまとめを行い、協定の調印について報告があっております。

また、令和5年12月28日に広域での廃棄物行政推進のため汚泥再生処理センター新酒水園（仮称）新設に伴う提案を宇美町及び志免町に行い、令和6年3月26日に提案する回答を受け、5町での新たな組合の組成へ向け、今後事業を進めていくとの報告があっております。

議案についてですが、3件、報告は1件上程されております。

議案第5号工事請負契約の変更についてであります。次期ごみ処理施設建設に伴う造成および整備工事について、請負金を7,182万100円増額し、16億5,968万2,960円とする工事請負契約の変更を全員賛成で可決しております。

議案第6号令和5年度の一般会計歳入歳出決算の認定については、決算総額につきまして、収入済額34億755万7,624円、支出済額30億7,943万5,748円、差引残額3億2,812万1,876円となっております。須恵町の分担金としましては、3億3,674万円、3町分担金総額の30.4%となっております。全員賛成で認定しております。

議案第7号令和6年度一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ430万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,630万1,000円とするものです。

主なものとしましては、歳入につきましては、前年度繰越金の確定により、須恵町分担金が5,507万7,000円の減額となっております。

歳出の増額の主な要因としましては、ごみ処理施設監視委員会の先進地視察研修の旅費の補正額が61万4,000円、建物共催掛金の補正額が39万4,000円、篠栗町用地購入費等負担金が300万円、次期ごみ処理施設整備事業費で、調印式のための補正額が22万8,000円の増額になっており、全員賛成で可決しております。なお、調印式につきましては、8月25日曜日に行われております。

報告第2号令和5年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計継続費に係る繰越計算書の報告についてであります。地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するものです。

次期ごみ処理施設整備事業の継続費の総額22億4,338万4,000円、うち令和5年度の予算計上額2億9,650万7,000円、前年度繰越額12億8,714万770円、合計令和5年度継続費予算現額15億8,364万7,770円に対し、翌年度繰越額3億5,762万5,925円。繰越しの主な理由としまして、造成工事及び工事に伴う監理業務委託の令和5年度分出来高が年度内に完了せず、支払いが6年度に繰り越したためと報告を受けております。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照願います。

以上で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を求めます。3番、白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 北筑昇華苑組合議会を報告いたします。

令和6年8月21日に古賀市役所第1委員会室において、第2回定例会が開催されました。

議事日程については、お手元の資料のとおりです。

日程第3、諸報告では、議会報告第1号の地方自治法の規定による出納検査及び定期監査の結

果報告がありました。

日程第4、第3号議案北筑昇華苑組合プロポーザル選定委員会条例の制定については、プロポーザル方式により事業者を選定を行う場合に設置するプロポーザル選定委員会に関して必要な事項を定めるため、条例を制定するに当たり地方自治法第96条第1項第1号の規定により組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第5、第4号議案北筑昇華苑組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、条例の一部を改正するに当たり地方自治法の規定により組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決いたしました。

日程第6、第5号議案北筑昇華苑組合職員定数に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第138条第4項の規定に基づき書記長及び書記を置くため、条例の一部を改正するに当たり地方自治法の規定により組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

日程第7、第6号議案令和6年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ21万円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ3億3,156万9,000円とし、全員賛成で可決しました。

日程第8、第7号議案令和5年度北筑昇華苑組合会計決算の認定については、歳入総額4億2,038万6,019円、歳出総額3億4,179万155円、歳入歳出差引額7,859万5,864円となっており、歳出の質疑では、葬祭場使用件数として5,900件との答弁があり、全員賛成で認定いたしました。

日程第9、第8号議案北筑昇華苑組合議会会議規則の制定については、地方自治法第129条の規定に基づく会議規則を制定するに当たり組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

定例会終了後、全員協議会において、北筑昇華苑組合議会傍聴規則等の制定についてと、北筑昇華苑組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についての協議を行い、また、北筑昇華苑火葬炉設備更新基本計画についての報告もありました。

詳細は、議員控室に置いてありますので、御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。7番、川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を行います。

令和6年8月30日、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、第2回定例会が開催されました。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第2号令和6年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額7,415万4,000円に歳入歳出それぞれ1,853万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,268万7,000円とするものです。

歳入については、令和5年度に確定いたしました繰越金を1,853万3,000円増額するものです。

歳出については、林業費で除伐業務委託の費用861万3,000円、加えて、予見し難い将来の状況変化から生ずる財政需要に備える予備費として947万円を増額するもので、全員賛成で可決しました。

議案第3号令和5年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定については、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額1億1,765万7,909円、歳出総額7,512万4,426円、歳入歳出差引額4,253万3,483円、実質収支額4,253万3,483円となっており、歳入の主なものは、関係市町の負担金2,030万円、県補助金1,979万5,440円、財産売払収入2,974万8,225円、繰越金2,565万8,812円、歳出の主なものは、総務管理費1,832万9,362円、林業費5,192万4,746円、道路橋梁費388万5,900円となっており、全員賛成で認定しました。

選挙案第1号組合長の選挙については、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約第9条の規定により、議会において選挙を求めるものです。

提案理由として、組合長の中嶋裕史氏が令和6年8月31日をもって退職するためであります。

議員の指名推薦により、久山町の久芳菊司氏が当選されました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第39号から議案第44号まで、議案第53号及び議案第54号、諮問第1号及び諮問第2号については、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

次に、議案第45号、議案第53号及び議案第54号、諮問第1号及び諮問第2号は、議会運営委員会の報告にありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

ここで休憩いたします。再開を11時5分といたします。

午前10時53分休憩

午前11時04分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 議案第38号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第38号令和6年須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） では、議案書は1ページをお願いします。

議案第38号令和6年須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてでございます。

令和6年度予算につきましては、さきの6月議会に補正予算（第2号）を提出し、議決をいただいたところでございますが、その後、予算の補正が必要となり、去る8月15日付で地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分しましたので、同条第3条の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和6年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ903万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ134億1,013万1,000円とするものでございます。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いします。まず、歳入からです。

19款1項繰越金は、前年度繰越金903万7,000円の増額補正です。

3ページをお願いします。歳出です。

10款2項小学校費903万7,000円の増額補正は、第二小学校給食事業の増額補正でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第38号を議長を除く12人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので、御報告いたします。委員長に田ノ上真君、副委員長に今村桂子君であります。

日程第6．議案第39号

日程第7．議案第40号

日程第8．議案第41号

日程第9．議案第42号

日程第10．議案第43号

日程第11．議案第44号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第39号令和5年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第40号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第41号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第42号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第43号令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、議案第44号令和5年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。横山会計管理者。

○会計管理者（横山 剛） それでは、議案第39号から議案第43号までの令和5年度須恵町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、一括して御説明申し上げます。

なお、先ほどの町長の諸報告と一部重複する部分があるかと思いますが、御了承を願います。

また、監査委員による決算審査につきましては、去る7月16日から7月30日まで実施されて、意見書を提出していただいておりますので、決算の内容、主な財政指標等、後ほど御参照いただきたいと思います。

それでは、別冊の令和5年度須恵町歳入歳出決算書により御説明いたします。

決算書の4ページ、5ページをお開きください。

歳入の収入済額の主な構成比を申し上げますと、1 款町税、歳入全体の 28.5%、7 款地方消費税交付金 5.5%、10 款地方交付税 18.3%、次の 6 ページ、7 ページに移りまして、14 款国庫支出金 18.8%、15 款県支出金 8.1%、17 款寄附金 4.4%、21 款町債 6.2%となっております。

次の 8 ページ、9 ページをお願いします。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は 98.4%、調定額に対する収入率は 99.1%となっております。

次に、10 ページ、11 ページをお願いします。

歳出の支出済額の主な構成比を申し上げます。

2 款総務費は歳出全体の 16.1%、3 款民生費 40.6%、4 款衛生費 9.7%、8 款土木費 5.4%、次の 12 ページ、13 ページをお願いします、9 款消防費 3.0%、10 款教育費 16.1%、12 款公債費 5.5%となっております。

一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は 96.0%ですが、予算現額から翌年度繰越額 1 億 3,772 万 7,190 円を除いた執行率は 97.1%となっております。

翌年度へ繰り越す額の主な内容は、低所得世帯支援給付金事業、住民税均等割のみ課税世帯支援給付金事業、低所得世帯子ども加算給付金事業となっております。

次に、14 ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。歳入総額 12 億 6,009 万 5,519 円に対して、歳出総額 11 億 8,718 万 5,517 円で、歳入歳出差引額 2 億 8,820 万 2 円、これから翌年度へ繰り越すべき財源（2）繰越明許費繰越額 20 万 8,000 円を差し引いた実質収支額は 2 億 8,799 万 2,002 円。この実質収支額から前年度の実質収支額を引いた単年度収支は 8,075 万 5,562 円の赤字です。これに黒字要素であります財政調整基金への積立額 1 億 375 万 4,000 円を加えた実質単年度収支額は 2,299 万 8,438 円の黒字となっております。

次に、議案第 40 号令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

244 ページ、245 ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は 100.1%、調定額に対する収入率は 93.5%となっております。

次の 246 ページ、247 ページをお願いします。

一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率はほぼ 100%となっております。

次の 248 ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。歳入総額 28 億 5,075 万 8,632 円に対して、歳出総額

28億4,815万5,763円で、歳入歳出差引額は260万2,869円となり、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ますと、454万71円の赤字です。これに黒字要素であります前年度分の交付金返還金等672万9,037円を加え、法定繰入金以外の一般会計からの赤字補填繰入金3,660万円を差し引いた実質単年度収支は3,441万1,034円の赤字となっております。

次に、議案第41号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

276ページ、277ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は100.3%、調定額に対する収入率は99.0%となっております。

次の278ページ、279ページをお願いします。

一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は93.5%となっております。

次の280ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。歳入総額4億6,031万3,980円に対して、歳出総額4億2,925万2,857円で、歳入歳出差引額は3,106万1,123円、実質収支額も同額です。

次に、議案第42号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

なお、須恵町公共下水道事業特別会計及び須恵町農業集落排水事業特別会計は、令和6年4月1日からの公営企業会計への移行に伴い、令和6年3月31日をもって打切り決算を行っております。このため、出納整理期間は存在せず、打切り時点での未収金、未払金は決算書の収入未済額や不用額に含まれており、令和6年度の予算の特例的収入及び特例的支出として取り扱うこととなります。

それでは、294ページ、295ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は99.3%、調定額に対する収入率は98.9%となっております。

次の296ページ、297ページをお願いします。

一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は91.3%となっております。

次の298ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。歳入総額10億9,379万7,039円に対して、歳出総額10億591万5,444円で、歳入歳出差引額は8,788万1,595円、実質収支額も同額です。

最後に、議案第43号令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

てです。

318ページ、319ページをお開きください。

一番下、歳入合計の行の収入済額の予算現額に対する収入率は99.8%、調定額に対する収入率は99.9%となっております。

次の320ページ、321ページをお願いします。

一番下、歳出合計の行の支出済額の予算現額に対する執行率は74.5%となっております。

次の322ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。歳入総額6,289万4,072円に対して、歳出総額4,696万1,186円で、歳入歳出差引額は1,593万2,886円、実質収支額も同額です。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 次に、榎藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（榎藤 武範） 議案第44号令和5年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

別冊の令和5年度水道事業会計決算書で御説明いたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町水道事業決算報告書です。

なお、以下、消費税込みの決算額を報告いたします。

1、収益的収入及び支出。

収入です。第1款水道事業収益、5ページの2列目で、決算額6億9,684万8,831円、前年度比3.5%の増です。主な要因は開発行為に伴う給水申込手数料の増によるものです。

次に支出です。第1款水道事業費、5ページの3列目で、決算額5億5,719万4,260円、前年度比2.1%の減です。主な要因は浄水場の新砂入れ替え業務未実施による委託料及び原材料の減です。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出です。

収入です。第1款資本的収入、7ページの3列目で、決算額2,283万5,450円、前年度比15.6%の増です。これは公共下水道事業特別会計からの水道管移設補償費の増によるものです。

次に支出です。第1款資本的支出、7ページの2列目で、決算額1億7,826万4,046円、前年度比9%の減です。主な要因は町単独での工事請負費の減によるものです。

6ページの下段です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,542万8,596円は、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第39号から議案第44号については、議長、監査委員を除く11人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第44号までは、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので、報告します。委員長に田ノ上真君、副委員長に今村桂子君であります。

日程第12. 議案第45号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第45号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第45号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてでございます。

この規約について別紙のとおり提出するものです。

提案理由でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する必要があるため、当該規約の一部変更に関し、関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

福岡県後期高齢者医療広域連合規約の第4条は、広域連合の処理する事務を規定しております。この第4条のただし書で、関係市町村が行う事務を別表1で定めております。この別表の新旧対照表では、改正前、第2項で被保険者証及び資格証明書の引渡しを、第3項では被保険者証及び資格証明書の返還の受付を行うとしております。

マイナンバー法の改正に伴い、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から健康保険証が廃止され、マイナ保険証を持っていない方には資格確認書を交付す

ることになったため、改正前の「被保険者証及び資格証明書」を、改正後、「資格確認書等」と改正するものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございます。

この規約は、令和6年12月2日から施行するとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第45号について採決に入ります。議案第45号は原案のとおり可決することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第45号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第46号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第46号須恵町立認定こども園条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡 慎太郎） 議案第46号の1ページをお願いいたします。

須恵町立認定こども園条例の制定についてでございます。

この条例について別紙のとおり提案するものでございます。

提案理由といたしまして、令和6年10月1日に須恵町立認定こども園須恵みなみ幼児園を開園することに伴い、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回の条例制定につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項の規定に基づく幼保連携型こども園として須恵町立認定こども園を設置するに当たって、必要な事項を定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

附則第1条で、この条例は令和6年10月1日から施行するものとしております。また、第2条から第7条までにおいて、幼稚園がなくなり、幼児園になったことにより、他の条例に影響を及ぼす部分の改正や廃止を定めております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第４６号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第４６号を文教厚生委員会に付託します。

日程第１４．議案第４７号

○議長（松山 力弥） 日程第１４、議案第４７号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木 美奈子） 議案書の１ページをお願いいたします。

議案第４７号須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町校区コミュニティセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提案するものでございます。

提案理由といたしまして、須恵町校区コミュニティセンターに須恵町すこやかコミュニティセンターを追加するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

新旧対照表で御説明いたします。３ページをお願いいたします。

別表１に、須恵町すこやかコミュニティセンターの名称と、位置の福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵９６４番地３を追加するものでございます。

戻っていただいて、２ページへお願いいたします。

附則として、この条例は令和６年１０月１日から施行するとしております。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第４７号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第４７号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第１５．議案第４８号

○議長（松山 力弥） 日程第１５、議案第４８号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条

例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第48号須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例です。

この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由でございます。児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年7月31日に公布され、令和6年11月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

第3条、対象者について定めた条文でございます。児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことによりまして、本条例において引用しております児童扶養手当法施行令第2条の4第5項が削除されたことより、項ずれが生じたことによる改正でございます。

第3条第2項第4号、第6号及び第7号中、第2条の4第8項を第2条の4第7項に改め、同項第8号中、第2条の4第7項を第2条の4第6項に改めるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございます。

第1項で、この条例は令和6年11月1日から施行し、同日以降における医療費に係るひとり親家庭等医療費から適用する。

ただし、次項の規定は公布の日から施行するとし、第2項で、町長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の須恵町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第5条に係るひとり親家庭等医療の受給資格の認定を行い、受給資格者に対してひとり親家庭等医療証を交付することができるとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第48号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号を文教厚生委員会に付託します。

日程第16．議案第49号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第49号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第49号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例です。

この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が令和6年8月14日に公布され、令和6年12月2日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

第11条、被保険者資格の取得、喪失の届出を怠った場合等の罰則についての規定です。改正マイナンバー法等の施行により、被保険者証が廃止されることに伴う改正です。第11条中、第9項を第5項に改め、改正前の「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求めてこれに応じない」、この部分を「又は虚偽の届出をした」に改めるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございます。

第1項で、この条例は令和6年12月2日から施行するとし、第2項で、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第49号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号を文教厚生委員会に付託します。

日程第17. 議案第50号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第50号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中牟田都市整備課長。

○都市整備課長（中牟田 健） 議案書の１ページをお願いいたします。

議案第５０号須恵町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由として、道路法施行令の一部を改正する政令が令和４年１２月１４日に公布され、令和５年４月１日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

２ページから４ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、現状の適正化を図るため令和３年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を反映した占用料の額を適用するため、一部改正を行うものでございます。

附則です。この条例は令和７年４月１日から施行するとしております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第５０号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第５０号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第１８．議案第５１号

○議長（松山 力弥） 日程第１８、議案第５１号須恵町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲岡 慎太郎） 議案第５１号の１ページをお願いいたします。

須恵町保育の実施に関する条例を廃止する条例についてでございます。

この条例について別紙のとおり提案するものでございます。

提案理由としまして、須恵町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例に、保育の実施基準に係る事項を規定したことに伴い、保育の実施に関し必要な事項を統一したため、当該条例を廃止する必要性が生じたので提案するものでございます。

２ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第５１号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第５１号を文教厚生委員会に付託します。

日程第１９．議案第５２号

○議長（松山 力弥） 日程第１９、議案第５２号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第５２号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

須恵町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により本議会の同意を求めるものであります。

住所、佐谷１６５５番地、氏名、貝原雅俊、生年月日、昭和２６年１月４日、任期、令和６年１０月１日から令和９年９月３０日まで。

令和６年９月６日提出、須恵町長、平松秀一。

提案理由の説明といたしまして、須恵町固定資産評価審査委員会委員の貝原雅俊氏が令和６年９月３０日をもって任期満了のため、その後任者を選任するための提案でございます。経歴については、次ページに添付しております。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決に入ります。議案第５２号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第５２号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第２０．議案第５３号

日程第 2 1. 議案第 5 4 号

○議長（松山 力弥） 日程第 2 0、議案第 5 3 号及び日程第 2 1、議案第 5 4 号須恵町教育委員会委員の任命について、以上 2 議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第 5 3 号須恵町教育委員会委員の任命について。

須恵町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により本議会の同意を求めるものであります。

住所、植木 1 7 5 1 番地、氏名、安河内 昭夫、生年月日、昭和 3 2 年 1 月 1 1 日、任期、令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日。

令和 6 年 9 月 6 日提出、須恵町長、平松秀一。

提案理由といたしましては、須恵町教育委員会委員、秦道隆氏が令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了のため、その後任を任命するための提案でございます。経歴については、次ページに添付いたしております。よろしくお願いいたします。

次に、議案第 5 4 号須恵町教育委員会委員の任命について。

須恵町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により本議会の同意を求めるものであります。

住所、大字旅石 1 2 9 番地 1、氏名、本原 台之、生年月日、昭和 4 7 年 3 月 2 7 日、任期、令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 1 0 年 9 月 3 0 日。

令和 6 年 9 月 6 日提出、須恵町長、平松秀一。

提案理由といたしましては、須恵町教育委員会委員、本山和恵氏が令和 6 年 9 月 3 0 日をもって任期満了のため、その後任者を任命するために提案するものであります。経歴については、次ページに添付しておりますので、参照ください。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、議案第 5 3 号について採決に入ります。本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 5 3 号須恵町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第54号について採決に入ります。本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第54号須恵町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第22．議案第55号

○議長（松山 力弥） 日程第22、議案第55号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第55号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和6年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,803万円を追加し、歳入歳出予算の総額を137億6,816万1,000円とするものです。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条で地方債の追加変更は、第2表地方債補正による。

第3条で債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いいたします。まず、歳入からです。

主なものを申し上げます。14款1項国庫負担金は、児童手当国庫負担金で7,064万6,000円の増額補正、14款2項国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や社会資本整備総合交付金などで2,016万2,000円の増額補正、15款1項県負担金は、児童手当県負担金2,182万6,000円、15款2項県補助金は、保育所等給食支援費県補助金などで1,176万円の増額補正、17款1項寄附金は、篤志寄附金及びまち・ひと・しごと創生推進寄附金で1,260万2,000円の増額補正、19款1項繰越金は、収支調整のため前年度繰越金1億6,670万8,000円を増額補正、20款3項雑入は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業費助成金などで3,988万3,000円の増額補正、21款1項町債は、地域活性化センター照明改修事業債及び道路改良事業債で1,330万円の増額補正です。

続いて3ページ、歳出でございます。

主なものを申し上げます。2款1項総務管理費は、改正個人情報保護法対応支援業務委託料や公金収納機購入費などで1,918万1,000円の増額補正、3款2項児童福祉費は、児童手当支給事務や職員人件費、保育所給食支援事業費補助金などで1億4,724万1,000円の増額補正、4款1項保健衛生費は、予防接種事業などで6,008万8,000円の増額補正、8款2項道路橋梁費は、道路新設改良事業などで6,732万円の増額補正、8款4項都市計画費は、職員人件費及び公園維持管理事業で1,130万1,000円の増額補正、10款1項教育総務費は、職員人件費などで1,886万8,000円の増額補正です。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正、1、追加です。地域活性化センター照明改修事業債、限度額440万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

2、変更です。道路改良事業債、限度額、変更前2,710万円を3,600万円にするものです。その他変更はありません。

5ページをお願いします。

第3表債務負担行為補正の1、追加です。議会広報印刷製本費、限度額590万2,000円、須恵町包括業務委託、限度額7億8,300万円、広報すえ印刷製本費、限度額2,453万3,000円、土地評価システム業務委託、限度額2,400万円、須恵町小中学生海外派遣事業支援業務委託、限度額750万円、期間はそれぞれ記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第55号を予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号を予算審査特別委員会に付託します。

日程第23．議案第56号

○議長（松山 力弥） 日程第23、議案第56号令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第56号令和6年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてござい

ます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の令和6年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,640万6,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

補正予算書2ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項他会計繰入金40万6,000円の増額補正は、歳出の職員人件費の増額による事務費繰入金の増額です。

歳出でございます。3ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費40万6,000円を増額補正、こちらは人事異動に伴う職員人件費の増額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第56号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号を文教厚生委員会に付託します。

日程第24、議案第57号

○議長（松山 力弥） 日程第24、議案第57号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）議題とします。

提案理由の説明を求めます。榎藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（榎藤 武範） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第57号令和6年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、補正予算書で御説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、令和6年度須恵町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出、第1款第3項特別損失、補正額244万円を追加し、補正後の額を264万円とするものです。これは、過年度分過誤納還付に伴う過年度損益修正損の増額です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第57号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第25．報告第8号

○議長（松山 力弥） 日程第25、報告第8号令和5年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

令和5年度須恵町健全化判断比率について、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告をいたします。

この法律は、各自治体が財政の健全性に関する比率を公表し、財政の早期健全化及び財政の再生を図ることを目的にしております。

2ページをお願いします。

実質赤字比率は一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。連結実質赤字比率は一般会計及び特別会計を含めた町全体の会計を対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。どちらも赤字はありませんので、ハイフン記号で表示をしております。

実質公債費比率とは、一般会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で3年間の平均です。今年は6.5%、前年度は6.9%でしたので、0.4ポイント下がりました。これは公営企業等繰出金や債務負担行為の額が減となったためです。この比率の早期健全化基準は25%ですので、須恵町は健全な団体と言えます。

次の将来負担比率は、公営企業出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。25.3%、前年度が23.5%でしたので、

1.8ポイント上がりました。これは地方債現在高や清掃施設組合への負担金等の見込額の増加によるものでございます。この比率の早期健全化基準は350%でございますので、これも須恵町は健全な団体と言えます。

なお、別冊の決算審査意見書では、監査委員に書類審査をしていただきましたところ、以上の比率について適正である旨の御意見をいただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

ここでお諮りします。昼食時間でございますけれども、このまま会議を進めていただきたいと思います。と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） それでは、そのまま続行させていただきます。

日程第26. 報告第9号

○議長（松山 力弥） 日程第26、報告第9号令和5年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。権藤上下水道課管理担当課長。

○上下水道課管理担当課長（権藤 武範） 報告第9号令和5年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告いたします。

2ページをお願いいたします。

1、令和5年度公営企業の資金不足比率。

特別会計の名称、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の3会計ともに資金不足比率には該当しないことを報告いたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第27. 諮問第1号

日程第28. 諮問第2号

○議長（松山 力弥） 日程第27、諮問第1号及び日程第28、諮問第2号人権擁護委員の推薦について、以上諮問2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものであります。

住所、大字植木1714番地1、氏名、田中真由美、生年月日、昭和31年10月9日、任期、令和7年1月1日から令和9年12月31日。

令和6年9月6日提出、須恵町長、平松秀一。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、田中真由美氏が令和6年12月31日をもって任期満了のため、その後任を推薦するためのものでございます。経歴については、次ページにつけておりますので、御参照ください。

次に、諮問第2号人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものであります。

住所、大字上須恵894番地5、氏名、高柳 裕美子、生年月日、昭和34年2月4日、任期、令和7年1月1日から令和9年12月31日。

令和6年9月6日提出、須恵町長、平松秀一。

提案理由といたしまして、人権擁護委員、大塚信夫氏が令和6年12月31日をもって任期満了のため、その後任を推薦するために提案するものであります。経歴については、次ページに付しておりますので、御参照ください。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、諮問第1号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり賛成することに決定しました。

次に、諮問第2号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については、
原案のとおり賛成することに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、午後1時15分より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員会
の方は御集合願います。

次の本会議は、9月13日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後0時05分散会
